

件名：新型コロナウイルス感染症（非常事態宣言の30日間の延長）

<ポイント>

- 12日、非常事態宣言を30日間延長するとの官報が発表されました。
- 延長により、現在行われている社会的集団隔離等が継続します。

<本文>

1 12日、ベネズエラ全土で実施している新型コロナウイルス対策の非常事態宣言を、30日間延長するとの官報が発表されました。

2 この延長により、現在行われている社会的集団隔離による州や市をまたいだ移動の制限や、商業施設の業務制限、外出規制等が、継続することとなります。なお、1日より開始した7日間毎に規制と緩和を実施する外出規制の一部緩和策(Metodo 7+7)については、15日(月)から、7日間、緩和策が実施されます。

3 (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、11日までの累計で、症例数が2,814名、死亡者数が23名、治癒数が487名と発表しています。

(2) ベネズエラ政府によれば、新規感染者数の多くが他国から帰還した輸入症例と述べています。また、スリア州の市場でクラスターが発生したとも述べています。

(3) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(5) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(6) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入城後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>